

2021年5月11日

お客様各位

野村不動産ライフ&スポーツ株式会社

緊急事態宣言発令に伴う臨時休業延長のお知らせ

日頃よりスポーツクラブメガロスをご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の期間延長が発令され、東京都知事より引き続き休業要請がございましたので、下記の対象店舗におきまして5月12日以降も休業させていただきます。

なお、今後の政府の発表等により変更となる場合がございますのであらかじめご了承ください。

記

【対象店舗】

メガロス日比谷シャンテ、メガロス中延、メガロス葛飾、メガロス錦糸町、メガロス田端、
メガロス八王子、メガロス立川北館・南館、メガロス武蔵小金井、メガロス三鷹、
メガロス吉祥寺、メガロス調布、メガロス町田

【休業期間について】

2021年5月12日（水）～5月31日（月）まで

【会費調整方法について】

5月会費は、6月分以降の会費に充当し、調整させていただきます。

【手続きについて】

6月以降のスクールの休会とクラス変更のみお電話で受付いたします。

※上記以外のお手続きに関しては営業再開後の受付となります。

【手続き時間について】

・5月13日までの電話受付時間は11時～20時です。

・5月14日～5月31日の電話手続き時間は、以下の通りです。

毎週日曜日（5月16日、5月23日、5月30日） 12時～18時

※店頭での手続きは受付しておりません。

【スタジオスケジュール変更に関して】

休業期間中の予約済のレッスンは弊社にて順次取り消し作業をさせていただきます。

ご不明点がございましたら各店舗にお問い合わせください。

以上